

佐賀県監査委員告示第3号

佐賀県代表監査委員規程（昭和39年佐賀県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年7月2日

佐賀県代表監査委員 原 惣一郎

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（事務の委任等）</p> <p>第5条 代表監査委員は、前条の事務のうち次に掲げる事項を事務局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 職員の欠勤並びに慶弔休暇、年次休暇、夏季休暇、フェムケア休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇、育児休暇、子育て部分休暇、特別休暇（裁判員、証人、鑑定人、参考人<u>その他職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年佐賀県人事委員会規則第10号）第14条第1項の人事委員会規則で定める者</u>として官公署に出頭する場合を除く。）、介護部分休暇及び10日を超えない範囲の病気休暇並びに地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定に基づく部分休業の願の処理に関すること。</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。